

議員提出第十八号議案

「選択的夫婦別姓制度」の導入に反対する意見書

政府が今国会に提出予定の選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案は、社会の基盤である一体感ある家庭や家族を損ない、子供たちの健全な育成を阻害する懸念がある。

夫婦同姓制度は、日本では極めて普通のことと認知され社会に定着し、何ら疑問も覚えることも、何ら不都合を感じることもない家族制度で、さらに、夫婦が相和し、家族が一体感を持つことができる、より進歩した制度であり、この制度を変える合理的理由は何もない。

「婚姻後も旧姓のまま仕事を続けたい」と望む女性に関しても、通称名として旧姓の使用が一般化しており、何ら規制されるものでもない。また、婚姻に際し氏を変更しても、関係者・知人に告知することで、何ら問題も生じない。

もし、民法が改正され、選択的とはいえ夫婦別姓制度が導入されれば、制度の上で日本社会を封建社会に退化させるとともに、家族の連帯意識を薄め、一体感を損なう行為を、国家が推奨することになりかねない。また、事実婚を増加させ、離婚の増加や婚姻制度の崩壊を日本社会にもたらす恐れが多分にあり、そのことが子供に与える精神的影響も計り知れない。

よって、国会及び政府におかれては、国民の中に広くコンセンサスができていないと認められない今日、日本の将来に重大な禍根を残しかねない選択的夫婦別姓制度を導入しないよう要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年三月二十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 江田五月殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿

法務大臣 千葉景子殿